落札後の提出書類について（請負金額 500 万円以上）

○「契約検査課」に提出する書類

1	契約書
	①　建設工事請負契約書
	②　狭山市建設工事請負契約約款
	③　資源の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面（指定のあった工事のみ）
	④　入札説明書
	⑤　質疑回答書（質疑回答書がある場合）
	⑥　仕様書・設計図面等（※建築工事については、参考数量書は綴りません）
2	現場代理人等通知書関係
	①　現場代理人等通知書 狭山市公式ＨＰの下記ページよりダウンロードしてください。 【トップページ ＞事業者向け情報 ＞入札・契約 ＞様式等 ＞現場代理人等通知書】
	②　記載した技術者の雇用を証明する書類の写し（健康保険被保険者証の写し等）
	③　記載した技術者の経歴書
	④　経歴書に記載した工事に必要な資格を証する書類の写し
3	契約保証に関する書類（契約保証金納付書、契約保証証書等） ※請負金額の 10 分の 1 以上の金銭的保証を約款第 4 条の中から選択し、契約予定日までに必ず手続きを行ってください。 ※現金や小切手での納付を希望される場合は、契約予定日より前に必ずご連絡ください。
4	前払金請求書関係（※前払金を希望される場合にご提出ください）。
	①　前払金請求書 狭山市公式ＨＰの下記ページよりダウンロードしてください。 【トップページ ＞事業者向け情報 ＞入札・契約 ＞お知らせ ＞建設工事の前払金の請求手続き】
	②　前払金請求書に記載した口座の通帳の写し
	③　保証事業会社発行の前払金保証証書
5	建設業退職金共済証紙購入状況報告書（契約後 1 ヶ月以内に提出） 狭山市公式ＨＰの下記ページよりダウンロードしてください。 【トップページ ＞事業者向け情報 ＞入札・契約 ＞様式 ＞建設業退職金共済証紙購入状況の確認について（様式含む）】

裏面へ

○「工事主管課」に提出する書類

①	工事着手通知書
②	工程表
③	現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書　※2　} ※1
④	現場代理人の兼務届　※3
⑤	中間前金払に関連する提出書類　※4
⑥	工事完成通知書
⑦	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書

※1　現場代理人の兼務を希望する場合に提出してください。

※2　入札説明書等で現場代理人の兼務の可否が確認できない場合に工事主管課に提出してください。なお、提出については契約締結後に現場代理人の兼務届と一緒に提出してください。

※3　もう一方の工事が兼務できる工事であることを確認できる書類（入札説明書等）と契約書の写しを添付して双方の工事主管課に提出してください。

※4　中間前払金は、請負金額 500 万円以上かつ工期が 2 月を超える場合に請求できます。請求する場合は、中間前払金の認定請求に係る届出書（様式第 3 号）、工事履行報告書（様式第 4 号）、工程表を提出し、要件を全て満たした場合に、中間前払金請求書（様式第 6 号）、中間前払金保証証書（保証事業会社発行）を提出してください。

その他の必要書類については、工事主管課の指示に従ってください。